



はじめに

租税法の本試験における理論問題は、その内容・形式ともに年々変化している。事例の内容は判例をベースとしたものから、より簡易なものへ、解答量も15行程度のものから2～4行程度のもの、あるいは取り扱いの選択問題に理由の記載を含めた問題へ、一方、平成20年までは法人税法および所得税法からの出題であったところ、平成21年及び平成23年以降は毎年消費税法の問題も出題されている。

解答量が少なくなっていることは、決して楽になったことではないことに注意してほしい。4行程度の限られたスペースに必要な事項を漏れなく解答しなければならず、余分な文言を書いている余裕がないというのは、むしろ、しっかりとした練習をしておかなければ、対応に苦慮するところである。

そこで、この「基本問題集 租税法 理論編」は、特に平成21～27年の出題形式を意識し、受験生が短文で効率的に必要な事項を解答するためのポイントを提供する。

ただし、本試験を突破するためには、暗記一辺倒ではなく、各論点をしっかり理解するように努めて下さい。

是非とも租税法の論文本試験を突破できるように本資料を受講生の皆様の学習に役立てて下さい（毎年この理論集に収録されているものから複数出題されています。）。

目 次

基本問題集 租税法 理論編

法人税

第1章	総則	1
第2章	益金の額	3
第3章	損金の額	15
第4章	受取配当等	35
第5章	貸倒損失	43
第6章	繰延資産	51
第7章	減価償却	59
第8章	評価損益	70
第9章	寄附金	81
第10章	交際費等	97
第11章	繰越欠損金	113
第12章	役員給与	121
第13章	損益の帰属時期	132
第14章	リース取引	141
第15章	グループ法人税制	145

第1章 総則

(1) 租税法律主義

条文を見てみよう

憲法 84 条

あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを要する。

憲法の規定は、本試験で貸与される法令集には記載されていないので、これらの条文を引用する必要はない。

なお、本試験の出題範囲として、法人税法、所得税法および消費税法が掲げられているが、これらはこの租税法律主義に基づいて制定されているものである。

※ 課税要件明確主義

租税に関する法律において、納税義務者、課税対象、課税標準、税率等の課税要件が明確に定められている必要がある。

受験生としては、もし問題文で「取扱い」そのものが問われた場合、これらの要件を意識して、明確に解答する必要がある。

(2) 租税公平主義

条文を見てみよう

憲法 14 条

すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

憲法 14 条にて、税負担の公平も要請される。

(1)同様、憲法の規定は、本試験で貸与される法令集には記載されていないので、これらの条文を引用する必要はないが、本試験においては、事例に対する判断について、常に理由を問われているので、課税の公平という視点からどのような結論にすべきかを考慮するようにしてほしい。

この場合の公平は、同じ状況のもとでは等しい負担という水平的公平により、異なる状況では、担税力の大きい人により多くの負担を求める垂直的公平によることに注意する必要がある。

第2章 益金の額

(1) 益金の額

条文を見てみよう

法人税法第22条

2 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする。

4 第二項に規定する当該事業年度の収益の額及び前項各号に掲げる額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする。

益金の額について、一般に公正妥当な会計処理の基準に内容を委ね、課税の公平、各種政策の実現、税収の確保等の理由から、別段の定めによる調整を行うこととしている。

会計上の処理 → 一般に公正妥当な会計処理の基準 → 益金の額の原則 → 別段の定め

なお、条文における例示の概要は次のとおりである。

① 資産の販売、有償による資産の譲渡又は役務の提供
棚卸資産・固定資産等の譲渡を指す。
ただし、固定資産等については、譲渡損益（差益）ではなく、譲渡対価を指しており、つまりは総額主義を前提とする。

② 無償による資産の譲渡又は役務の提供
経済的価値の移転があったと考え、時価で益金計上することとなる。
仕訳を想定し、時価計上時の未収入金に対する借方部分は、取引相手に応じ、寄附金、給与等となる。

(例) 時価 1,000 万円 (簿価 700 万円) の土地を無償により贈与した。

(未収入金) 1,000 万円 (土地譲渡収入) 1,000 万円
(土地譲渡原価) 700 万円 (土地) 700 万円
(寄附金) 1,000 万円 (未収入金) 1,000 万円

③ 無償による資産の譲受け
他社から資産を譲受けた場合、仕訳を想定し、借方にて資産計上するとともに、一方の貸方において、受贈益を計上することになる。

(例) 時価 1,000 万円の土地を無償で譲受けた。

(土地) 1,000 万円 (受贈益) 1,000 万円

(2) 【計算問題の知識から4行解答問題を解いてみよう】その1



問題 1

A社は、B社に対し、無償による役務の提供を行った。

このA社の無償による役務の提供に対する益金計上に関し、法人税法上の取扱いを、理由を付して説明しなさい。

問題 1

【解答】

企業会計上、無償による役務の提供について収益は発生しないが、法人税法においては、正常な取引との間で公平を保つため、たとえ無償であっても経済的価値の移転があったと考え、役務提供を行った事業年度において、時価に相当する金額を益金の額に算入することとなる（法人税法 22 条②）。

【解説】

正常の取引とは、時価により行われるものである。

時価 100 の役務の提供があったとする。時価相当額を一旦收受し、後日 100 の金銭をその取引の相手方に贈与した場合と初めから無償により役務の提供を行った場合とでは、多少の時間差は生ずるにしても、経済的效果は同じであり、経済的效果が同じであれば、同じ課税関係にしなければ、課税の公平が保てなくなる。

〈時価相当額 100 を一旦收受し、後日現金 100 を贈与した場合〉

－收受時－

（現 金） 100 （役務提供収入） 100

－贈与時－

（寄 附 金） 100 （現 金） 100

〈時価 100 の無償による役務の提供を行った場合〉

（未 収 入 金） 100 （役務提供収入） 100

（寄 附 金） 100 （未 収 入 金） 100

無償による役務の提供につき、時価相当額の益金の額に算入すべき収益の額を認識することにより、同じ課税関係となる。

(2) 【計算問題の知識から4行解答問題を解いてみよう】その2



問題2

C社は、D社に対し、その有する土地を時価より著しく低い価額で譲渡した。
この譲渡につき、C社における法人税法上の取扱いを、理由を付して説明しなさい。
ただし、損金の額に関する取扱いは説明を要しない。

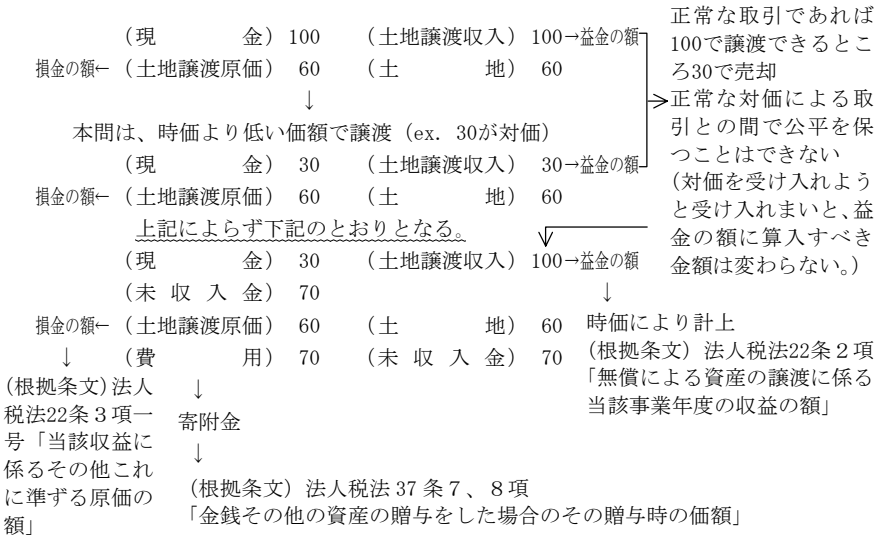
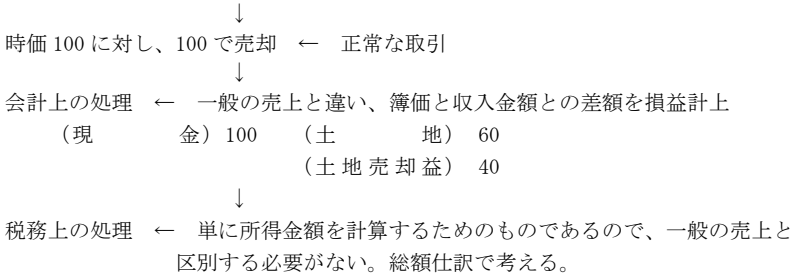
問題2

【解答】

本問の取引は、低い価額であっても有償取引であるが、この対価のみを益金の額に算入するのでは、正常な対価による取引との間で公平を保つことができないため、実際の対価のほか、時価と対価の差額も含め、譲渡を行った事業年度において、益金の額に算入することとなる（法人税法22条②）。

【解説】

ex. 土地（時価100、譲渡直前の帳簿価額60）を100で売却した。



低額譲渡は、時価相当額により売却し、後日、時価相当額と低額譲渡を行った場合の対価の額との差額を贈与した場合とその経済的効果は同じであり、同じ課税関係にしなければ、課税の公平が保てなくなる。

また、法人の資産が売却等により所有者たる法人の手から離れる際に、キャピタルゲインは顕在化すると考えられ、キャピタルゲインが顕現した以上、その法人がその対価を收受してもしなくても、益金の額に算入すべき金額に変わりがあることはない。

(2) 【計算問題の知識から4行解答問題を解いてみよう】その3



問題3

E社は、F社より、建物を無償で譲り受けた。

この建物の取得につき、E社における法人税法上の取扱いを理由とともに答えよ。



問題4

G社は、H社より、資産（広告宣伝用資産ではない）を時価より著しく低い価額で譲り受けた。

この資産の譲受けにつき、G社における法人税法上の取扱いを、理由とともに答えよ。

問題3

【解答】

正常な取引との間で公平を保つため、たとえ無償であっても経済的価値の移転を受けたと考え、時価に相当する金額で、建物を資産に計上するとともに、同額に相当する金額を受贈益として、資産を譲り受けた事業年度において、益金の額に算入することとなる（法人税法22条②）。

【解説】

ex. 建物時価50を無償で譲り受けた。

正常な取引 ← 正常な取引であるなら、時価で購入するはず。

(建物) 50 (現金) 50

↓

× (建物) 0 (現金) 0

↓

(建物) 50 (受贈益) 50

↓

時価により

(根拠条文) 法人税法22条2項

取得価額を計上

「無償による資産の譲受けに係る当該事業年度の収益の額」

法人税においては、資本等取引以外の取引に係る収益の額は、別段の定めのない限り益金の額に算入することとしており、無償による資産の受贈益相当分は、益金の額に算入すべき収益が生ずる取引となる。

問題4

【解答】

本問の取引は、低い価額であっても有償取引であるが、時価と対価の差額につき経済的価値の移転があったと考え、正常な対価による取引との間で公平を保つため、時価をもって資産に計上するとともに、時価と対価の差額につき、譲り受けた事業年度において、益金の額に算入することとなる（法人税法22条②）。

【解説】

資産の取得価額は時価相当額を付し、時価相当額と現金收受額との差額は、受贈益に計上することとなる。

(3) 【判例問題を5行程度で解いてみよう】その1



問題5

同族会社A社は、B社の発行済株式 40,000 株のうち 26,000 株を所有しており、A社とB社は親子会社関係であった。

A社は、B社に対し、その事業達成を援助する目的で、3年間に限り、5,000万円を無利息で融資する旨の契約を締結し、当該契約に基づき、A社は、B社に対し 5,000万円の金銭を貸し付けている。なお、当該貸し付け当時の融資における一般の金利は、年5%であった。

この場合における、A社の法人税法上の課税関係を論じなさい。

問題5

【解答】

親会社Aが本来收受すべき利息に相当する経済的利益が子会社Bへ移転したものと考えられ、無償による役務の提供として、益金の額に算入することとなる（法人税法 22条②）。また、経済的な利益の無償の供与による、その供与時の価額は寄附金の額とされ（同法 37条⑦）、別段の定めとして、損金不算入の規定（同条①）の適用がある。

【解説】

益金の額（法人税法 22条 2項）

法人税法上、各事業年度の所得の金額の計算上その事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外の取引に係るその事業年度の収益の額とすると定められている。

寄附金の額の意義（法人税法 37条 7項）

寄附金の額は、寄附金、拠出金、見舞金その他いずれの名義をもってするかを問わず、内国法人が金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与（広告宣伝費、見本品費、交際費、接待費及び福利厚生費とされるべきものを除く。）をした場合におけるその金銭の額若しくは金銭以外の資産のその贈与時における価額又はその経済的利益のその供与時の価額によるものとされている。



寄附金とは対価性のない支出であり、事業関連性が不明確なものである。よって、何かしら対価性のあるような経済的合理性があれば、寄附金の額には該当せず、事業関連性のある支出として損金の額となるというべきである。

事例解釈

① 親会社Aについて

本来收受すべきであった利息について、無利息であるため、その利息の経済的な利益相当額が親会社Aから子会社Bへ移転したものと考えられる。



親会社Aについては、受取利息相当額の無償による役務の提供に係る収益を認識し益金の額に算入すると同時に、同額を子会社Bに対する寄附金の額を支出したとしてとらえることとなる。

② 経済的合理性について

子会社Bを救済しなければ親会社Aに経営危機が生ずるなどの多大な損害が生じるような場合であれば、対価性のある経済的な合理性に該当することとなり寄附金の額とはならないが、単に子会社Bが資金に窮しその援助のために融資を行ったというだけの理由では、対価性のある経済的な合理性があるとはいえない。

結論

単なる援助であれば、寄附金の額として損金算入限度額を超える部分の金額は損金不算入となる。そのため、親会社Aにおいては、寄附金の損金不算入額分について課税関係が生じることとなる。

※ A社とB社が完全支配関係にある場合は、グループ法人税制が適用される。

(3) 【判例問題を5行程度で解いてみよう】その2



問題6

問題5の場合における、B社の法人税法上の課税関係を論じなさい。

<判例> 昭和53.3.30 大阪高裁

金銭（元本）がこれを保有する企業の内部において利用されているかぎりにおいては、右果実相当額の利益は、右利用により高められた企業の全体の利益に包含されて独立の収益としては認識されないけれども、これを他人に貸し付けた場合には、借主の方においてこれを利用する期間内における右果実相当額の利益を享受しうるに至るのであるから、ここに貸主から借主への右利益の移転があつたものと考えられる。そして、金銭（元本）の貸付けにあたり、利息を徴するか否か、また、その利率をいかにするかは、私的自治に委ねられている事柄ではあるけれども、少なくとも銀行等の金融機関に預金することによりその果実相当額の利益をその利息の限度で確保するという手段が存在することを考えれば、営利を目的とする法人にあつては、何らの合理的な経済目的も存しないのに、無償で右果実相当額の利益を他に移転するということは、通常ありえないことである。したがって、営利法人が金銭（元本）を無利息の約定で他に貸し付けた場合には、当該貸付けがなされる場合にその当事者間で通常ありうべき利率による金銭相当額の経済的利益が借主に移転したのとして顕在化したといえるのであり、右利率による金銭相当額の経済的利益が無償で借主に提供されたものとしてこれが当該法人の収益として認識されることとなるのである。

問題6

【解答】

親会社Aが本来収受すべきであった利息の経済的利益が、親会社Aから子会社Bへ移転したものと考えられ、子会社Bにおいては、その経済的利益は無償による資産の譲受け(又はその他の取引)による収益の額として益金の額に算入され(法人税法22条②)、本来支払うべき支払利息相当額が損金の額に算入され(同条③)、損金の額と益金の額は相殺されることとなり、結果的に課税関係は生じない。

【解説】

益金の額(法人税法22条2項)

法人税法上、各事業年度の所得の金額の計算上その事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外の取引に係るその事業年度の収益の額とすると定められている。

↓

事例解釈—子会社Bについて

本来収受すべきであった利息について、無利息であるため、その利息の経済的な利益相当額が親会社Aから子会社Bへ移転したものと考えられる。

↓

子会社Bについては、本来支払うべき支払利息相当額が損金の額に算入され、それと同時に利息を支払っていないため、親会社であるA社からの無償による経済的利益の譲受けと捉えて、同額を益金の額に算入することとなる。

↓

結論

課税関係は生じないことになる。

※仕訳による解説

会計上

仕訳なし			
------	--	--	--

税務上

(借) 支払利息*	××	(貸) 未払金	××
-----------	----	---------	----

(借) 未払金	××	(貸) 受贈益*	××
---------	----	----------	----

* 益金の額・損金の額が同額であるため、課税関係は生じないこととなる。

第3章 損金の額

(1) 損金の額

条文を見てみよう

法人税法第22条

- 3 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次に掲げる額とする。
- 一 当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額
 - 二 前号に掲げるもののほか、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額
 - 三 当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの
- 4 第2項に規定する当該事業年度の収益の額及び前項各号に掲げる額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従つて計算されるものとする。

損金の額についても、益金の額同様、一般に公正妥当な会計処理の基準に内容を委ね、課税の公平、各種政策の実現、税収の確保等の理由から、別段の定めによる調整を行うこととしている。

会計上の処理 → 一般に公正妥当な会計処理の基準 → 損金の額の原則 → 別段の定め

なお、条文における各項目の概要は次のとおりである。

① 原価の額

費用収益対応の原則における個別対応と同様に、収益と直接対応させている。

なお、事業年度終了の日までに確定していなくても、適正に見積もることが可能である場合、見積計上することとなる。

② 費用の額

費用収益対応の原則における期間対応と同様であるが、さらに償却費以外の費用については、債務確定を要求している。このため、引当金の繰入などは、原則として損金不算入となり、貸倒引当金及び返品調整引当金に限定して、別段の定め適用によりはじめて損金算入されることとなる。

③ 損失の額

一般に公正妥当な会計処理の基準に従って、発生主義により計上することとなる。

(2) 【計算問題の知識から4行解答問題を解いてみよう】その1



問題 7

売上原価に関し、損金算入が認められる法人税法上の体系を論じなさい。

問題7

【解答】

売上原価は、会計上費用計上され、一方、法人税法における費用の額は、会計上の発生主義に委ねられ、収益に係る原価の額は、原則として損金の額に算入される（法人税法22条③④）。ただし、恣意性の排除のため、棚卸資産の取得価額および期末棚卸資産の評価に関し、法人税法において規定を設けている。

【解説】

「法人税法22条3項一号

当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額」



売上原価の損金算入の根拠



課税の公平を図り恣意性を排除するため、別段の定めを設けている。

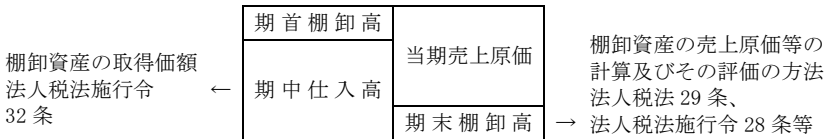


「法人税法29条1項（棚卸資産の売上原価等の計算及びその評価の方法）

内国法人の棚卸資産につき第22条第3項（各事業年度の損金の額に算入する金額）の規定により各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入する金額を算定する場合におけるその算定の基礎となる当該事業年度終了の時に於いて有する棚卸資産の価額は、棚卸資産の取得価額の平均額をもつて事業年度終了の時に於いて有する棚卸資産の評価額とする方法その他の政令で定める方法のうちからその内国法人が当該期末棚卸資産について選定した評価の方法により評価した金額（評価の方法を選定しなかつた場合又は選定した評価の方法により評価しなかつた場合には、評価の方法のうち政令で定める方法により評価した金額）とする。」



選定すべき評価方法も限定されている。その他、棚卸資産の取得価額の規定もある。



$$\text{期首棚卸高} + \text{期中仕入高} - \text{期末棚卸高} = \text{当期売上原価}$$

(2) 【計算問題の知識から4行解答問題を解いてみよう】その2



問題 8

X社は、当期において、従業員の翌期実施予定の慰安旅行費用の見積額 10,000,000 円を費用計上した。

この費用は当期の損金の額として認められるか理由を示して論じなさい。

問題8

【解答】

本問の見積額は費用計上しているが、損金算入には、販売費、一般管理費その他の費用としてその事業年度終了の日までに債務が確定していることが要求され（法人税法22条③）、本問では当期に旅行を実施していないため具体的に債務が確定したものと考えすることはできず、よって、この費用は、当期の損金の額とすることはできない。

【解説】

「法人税法22条3項（損金の額の原則）」

内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次に掲げる額とする。 ↓

- 一 当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額
- 二 前号に掲げるもののほか、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額

↓
「債務確定基準」という。

↓
減価償却費及び繰延資産償却費については「債務確定基準」が求められていない。

↓
引当金を認めない趣旨とされている。→（貸倒引当金、返品調整引当金は別段の定めにより認められている。）

↓
「債務の成立」、「具体的給付原因の事実の発生」、「合理的算定可能」の3要件がある（法基通2-2-12）。

↓
「債務の成立」は、一定の給付をすることが契約上の債務となっていること。

ex. 旅行会社に旅行の申込みをした時点で債務が成立する。

↓
「具体的給付原因の発生」は、私法上同時履行の抗弁権を考える必要がある。

ex. 旅行会社に旅行の申込をした時点で、旅行代金を支払わなければならないこととなるが、旅行に行ける権利もあるため、その旅行が終わるまで、代金を支払わないこととなる。

（旅行に行ける権利）×××（旅行代金を支払わなければならない債務）×××

↓

債務の成立はしているが、債務の確定はしていない。権利と義務の相殺状態であり、費用を認識せず、借方も貸方の仕訳はしない。

↓

実際に旅行を行った。

~~（旅行に行ける権利）~~×××（未払金）×××

（福利厚生費）

つまり、旅行を終わった部分について「具体的給付原因事実の発生」したこととなる。

↓

「合理的算定可能」は、通常「具体的給付原因の発生」をしていれば、具備するものである。

↓

結論、事実が発生していれば債務が確定しており、そうでない場合には債務が確定していないと考える。